

農業用水路を利用した小水力発電可能性調査箇所における留意事項 (令和6年度可能性調査)

令和7年6月24日 公表 農地整備課

1 調査条件

- ① 受益面積を問わず、県内の基幹及び支線農業用水路において、小水力発電施設への活用を用水管理者が希望する箇所について調査を実施しました。
- ② 発電施設設置に最も適した水量と落差を確保できる地点を選定し、調査地点を把握、集計したものです。
- ③ 本調査で用いた水量は、現場観測（11～12月）による「常時水量」及び水路断面の8割水深を想定した「最大流量」により算定しており、実際に利用できる水量と異なる場合があります。小水力発電の導入に当たっては、より詳細な調査に基づき実施設計を行う必要があります。
*慣行水利権は、1年を通して同一取水量が確保できるものと仮定
*許可水利権で非かんがい期の取水量が設定されていないものは、かんがい期間中の最も少ない水量で非かんがい期の水量の取水が許可されるものと仮定
- ④ 想定水車形式は、簡易的に算定した水量と落差から対応する水車形式を選定しています。
- ⑤ 調査箇所には、建設事業に対し国からの50%の補助を見込んで採算のとれる地点が含まれています。(補助を見込んでも採算の見込みが困難な箇所は、「導入困難」と表示しています。)

2 御留意いただきたいこと

- ① 農業用水路の利用に当たっては、施設を所有する市町村や土地改良区、水利組合等と利用条件等について協議し、同意を得て進めていただく必要があります。
- ② 小水力発電施設の設置に当たっては、「河川法」、「土地改良法」、「電気事業法」等に基づく手続きや財産処分に関する手続きなどが必要です。特に、「最大流量」での発電事業を検討する場合、発電用の新規水利権取得、慣行水利権箇所では、最低1年間以上の取水量調査が必要となります。
- ③ 農業用水路の敷地へ無断で立ち入ることは御遠慮下さい。
- ④ 施設管理者の意向や用地条件等により小水力発電の導入が困難な場合がありますので、ご了承ください。

3 問合せ先

本調査に関するお問い合わせは、農政部農地整備課水利係へお願いします。

農政部農地整備課水利係
電話：026-235-7240（直通）／026-232-0111（代表）内線 3150, 3151
FAX：026-233-4069
E-mail：nochi@pref.nagano.lg.jp